

福島大学における公正研究遂行のための基本方針

平成19年4月17日
教育研究評議会

福島大学（以下「本学」という。）は、自由、自治、自立の精神に基づき、大学の自律的運営が保障される高等教育機関として、その使命を果たすことを「新生福島大学」の理念としている。学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。構成員の自律性と自発性に基づく研究活動を尊重して大学運営を行うとき、個々の研究者としても、大学としても、自らを厳しく律し、高い倫理観を持って研究活動を遂行するとともに、高い透明性をもたせ、構成員及び社会の信頼が得られるように十分な説明責任を果たしていかなければならない。

本学は、こうした状況に鑑み、公正な研究が遂行されるために本学のすべての構成員（以下「本学構成員」という。）が最大限努力するものである。そのために、以下のように公正研究のための基本方針を定める。

- 1．本学構成員は、自らが行う学術研究活動が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、関連の法令等を遵守し、公正な研究を誠実に遂行しなければならない。また、本学構成員は、自己のみならず学生を含む周辺の研究者が公正な研究を安心して遂行できる環境を整備・確立し、維持する努力をしなければならない。
- 2．研究における公正さとは、単に不正行為をしないというだけでなく、研究の企画、申請、実施、報告、審査のすべての過程において、研究者としての良心を堅持し、注意深い責任ある態度で研究を実施することである。
- 3．本学構成員は、不正行為があった場合ただちにその是正に努めなければならない。本学構成員は、不正行為が行われている、又は行われたという確信をもった場合は、それを放置してはならない。
- 4．本学は、本学構成員に研究の公正や倫理に関する教育啓蒙を積極的に行うことによって、不正行為を未然に防止するとともに、研究倫理に関する次の事項について周知・徹底を図る。
 - (1) ヒトを対象とする研究においては、福島大学におけるヒトを対象とする実験及び調査研究等に関する指針に基づき、調査対象者の意思と権利を最大限に尊重すること。
 - (2) 動物を対象とする研究においては、福島大学における動物実験に関する指針等に従い、動物の福祉と生命倫理を最大限に尊重すること。
 - (3) 研究遂行にあたっては、安全に関する最大限の配慮を行うこと。
 - (4) 自らの研究が社会・環境に及ぼす影響について常に配慮し、必要な場合には説明を適切に行うこと。
 - (5) 指導者や審査者などの優位な立場を不当に利用しないこと。また、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わないこと。
 - (6) 共同研究においては、共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うこと。
 - (7) 研究資金の使用については、研究助成の目的等を最大限に尊重するとともに、公正かつ適切に行うこと。また、企業等外部からの受託研究については、当該契約書に従い誠実に対応すること。
 - (8) 共同研究契約や知的財産権に係る秘密、並びに何らかの過程で知り得た秘密については、守秘義務を厳密に遵守すること。
 - (9) 自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報公開を行って適切なマネジメントを行うこと。
 - (10) 研究の指導にあたっては、データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を、責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、公正なグループ運営を行うこと。